

龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 龍ヶ崎市立小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、龍ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関する事。
- (2) 市立学校の適正配置に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立学校の教職員
- (3) 市立学校の児童又は生徒の保護者
- (4) 地域の代表者
- (5) 公募による市民
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。